

日本学生支援機構貸与奨学金 異動について

- ・ 機構に登録されている各種情報を変更することを「異動手続き」と言います。
- ・ 基本的に「返還誓約書」を提出した後でないと、各種届出はできません。
また、次の事項が自身に発生する（した）場合、速やかに届出が必要です。

異動の内容	所定の手続きをしないと・・・
大学を休学・退学する	機構の規程により、休学または退学の時点で振込みを止めなくてはならない。連絡が遅れると、余分な振込みが発生し、場合によっては返金が必要。
学費未納により、 除籍となる	機構の規程により、除籍となった時点で振込みを止めなくてはならない。学費延納制度があるので、早めに学籍担当や奨学金担当へ相談すること。
奨学金を途中で辞退する 奨学金が途中で廃止となる 留年となる 大学院へ進学する	奨学金の返還は貸与終了より7か月後からはじまる。そのため、返還猶予の手続きをしないと在学中から返還が始まることになる。
氏名が変わる	機構の登録と氏名（特に振込口座）が異なる場合、内容不一致により、振込みが止まる可能性がある。
学部・学科が変わる （転学部・転学科）	今後、機構から発行される各種書類が古い情報のまま作成され、配付の際に混乱が生じる恐れがある。
海外の大学へ留学する （休学または空セメ）	休学の場合・・・通常の休学と同じく、振込みを止めなくてはならない。 空セメの場合・・・「空セメ」とは授業を履修しないセメスターのことを言います。授業を履修していなくても在学中と同じ扱いとなるため、振込みを止める必要はない。

◎任意の変更が不可、または変更できない項目

- ・ 第二種から第一種への変更を希望する場合は、第一種の新規出願が必要です。
新年度の4月に改めて出願してください。なお、第二種は第一種が採用になった場合に、辞退の手続きをしてください。
- ・ 採用時に機構に登録された個人情報（電話番号、メールアドレス等）は、貸与中は基本的に変更できません。
ただし住民票の住所と、それに伴う電話番号の変更のみ、随時変更を受け付けています。
（これとは別に、大学への住所変更届出も併せて行ってください。）
- ・ 貸与が終了、または終了間近になると、いくつかの項目が変更できなくなります。
特に利率の算定方法（利子の付け方）など、返還に関する項目は事前に見直してください。
- ・ 返還時の割賦方法（分割払いの方法）は、採用時に選択したものを変更できません。

日本学生支援機構貸与奨学金 継続手続き

年1回（12月～1月にかけて）、「奨学金継続願」の手続きを行う必要があります。

（1）どのように手続きを行うのか

機構が開設している奨学金ポータルサイト「[スカラネット・パーソナル](#)」（←クリックすると HP に移行）から、奨学生個別のページにログインし、手続きをしてください。

注意！

「スカラネット・パーソナル」とは、**申込時に利用する「スカラネット」とは別のシステムで、**採用後に利用することになるシステムですので、各自で登録を済ませておいてください。初めて利用する際に「新規登録が必要です。採用後に各自で、今後ログインする際に必要なユーザー ID・パスワードを自由に設定してください。定期的に再設定も必要なため、ご注意ください。

誤った内容で届出してしまうと、後々の回復作業に手間がかかってしまうので、配布する「入力準備用紙」を事前に作成し、それを基に手続きを行ってください。

（2）手続きを怠った場合はどうなるのか

- ・ **手続きを怠った場合、奨学金が「廃止」となります。**
当該年度3月までで奨学金の受給が終了となり、返還手続きが求められます。
- ・ また逆に、手続きを行えば必ず継続されるわけでもありません。
人物・学業・経済状況などを総合的に審査し、その上で学業不振者・素行不良者に対しては、**「警告」、「停止」、「廃止」**などの措置が取られることがあります。

（3）4月以降の手続きについて

- ・ 「継続」…通常通り振り込まれます。（4月の振込日は21日です。ご注意ください。）
- ・ 「警告」…通常通り振り込まれますが、4月下旬～5月上旬にかけて、機構から学生宛の通知文が大学に送られてきます。届き次第ご連絡します。
- ・ 「停止」または「廃止」…**4月分の振込みはありません。**その後の対応については追って連絡しますので、電話またはキャンパスライフエンジン等で確認してください。

日本学生支援機構貸与奨学金 返還手続き

(1) 返還の開始時期・分割方法について

・返還の開始は、**貸与終了の翌月から数えて7か月目**からです。3月で卒業（修了）の場合は、その年の10月から開始となります。これは**途中辞退や、退学による貸与終了の場合も同様**です。途中辞退の場合は、「在学猶予願」を提出しないと、在学中から返還が始まるので、ご注意ください。

・返還は貸与総額に応じて、**機構が自動的に設定した割賦（分割）方法・返金額で実施されます**。割賦方法は二通りあり、いずれかを選択することになっています。選択後の変更はできません。

・**月賦返還** … 毎月定額での返還

・**併用返還** … 返還金の半分は毎月返還し、もう半分は半年に1回返還する、月賦と半年賦とを併せた返還

・貸与終了の前後で、金融機関の窓口で返還用口座（リレー口座）の設定をしていただきます。

(2) 延滞してしまった場合

・リレー口座を設定しなかった、残高不足で引き落としができなかったなどの場合、「延滞」となります。延滞金が発生する他、一定期間、延滞が続いてしまった場合、機構から「個人情報情報機関」に個人情報提供され、**消費者ローンが組めなくなる、クレジットカードの使用が停止される、といった処置が取られる恐れがあります**。十分ご注意ください。

(3) 返還の猶予

・貸与終了後も引き続き在学中の場合（途中辞退や大学院への進学、留年する場合など）は、「**在学猶予願**」を提出することで、返還開始を待ってもらうことができます。

こちらは貸与終了後の翌月以降、各自スカラネット・パーソナル上で届出してください。

スカラネット・パーソナル上で手続き方法は、以下に掲載していますのでご確認ください。

キャンパスライフエンジン → キャビネット一覧 → 02：奨学金制度 → 02：日本学生支援機構貸与奨学金 → 6. 異動・返還について → 「スカラネット・パーソナルを利用した在学猶予願の提出」

・卒業生も経済的に返還が困難であると判断されれば、猶予が可能です。

日本学生支援機構の**奨学金相談センター**（←クリックすると機構 HP に移行）まで直接お問合せください。

(4) 返還時の利率について（第二種奨学金のみ）

・第二種奨学金の返還時の利率は、貸与終了後に決定されます。

・返還手続き説明会で配付される「貸与奨学金返還確認票」には、上限利率の3.0%で仮の記載・計算がされています。**機構 HP**（←クリックすると機構 HP に移行）でも貸与利率が公開されています。

(5) 具体的な返還計画の試算について

・機構ホームページの「**奨学金貸与・返還シミュレーション**」（←クリックすると機構 HP に移行）

から、返還計画の試算が可能です。特に第二種奨学金の場合、返還時の利率を細かく設定して試算することができますので、参考にしてください。

